

ID: 191

担当部署: 建設水道課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	村田町道路占用料等条例 第6条		
例規番号	平成10年条例第8号		
<b>【基準】</b> 第6条の規定による。 (罰則) 第6条 偽りその他不正の手段により占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。			
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日